独立行政法人国立文化財機構有期雇用職員等育児・介護休業規程

平成１９年４月１日
国立文化財機構規程第２４号

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は，独立行政法人国立文化財機構有期雇用職員就業規則（以下「有期雇用職員就業規則」という。）第３８条，独立行政法人国立文化財機構特別研究員就業規則（以下「特別研究員就業規則」という。）第３８条，独立行政法人国立文化財機構アソシエイトフェローの就業に関する規則（以下「アソシエイトフェロー就業規則」という。）第３５条及び独立行政法人国立文化財機構作業員就業規則（以下「作業員就業規則」という。）第２２条の規定に基づき，有期雇用職員，特別研究員，アソシエイトフェロー（以下「フェロー」という。）及び作業員（以下有期雇用職員等という。）の育児休業・介護休業等について定めることを目的とする。

（法令との関係）

第２条　育児・介護休業等に関してこの規程に定めのない事項については，就業規則，育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）（以下「育児・介護休業法」という。）その他法令の定めるところによる。

（適用の範囲）

第３条　この規程は，有期雇用職員等就業規則第２条に定める有期雇用職員，特別研究員就業規則第２条に定める特別研究員及び作業員就業規則第２条に定める作業員に適用する。

第２章　育児休業

（育児休業の対象者）

第４条　育児のため休業を希望する有期雇用職員等で，次の各号のいずれにも該当する者は，この規程の定めるところにより，子を養育するためにする休業（以下「育児休業」という。）をすることができる。

(1)　満１歳に達する日までの子（育児・介護休業法第２条第１項第１号に規定する子をいう。育児に関する制度について以下同じ。）と同居し，養育する者

(2)　育児休業（第９条の２第１項に規定する出生時育児休業を除く。以下この条から第９条までにおいて同じ。）終了後，引き続き勤務する意思のある者

(3)　育児休業にかかる子が１歳６か月に達する日までに，契約期間（契約更新される場合には，更新後の契約期間）が満了することが明らかでない者

２　前項の規定にかかわらず，当該育児休業を開始した日に養育していた子（双子以上の場合は同一の

子とみなす。）について満１歳に達する日までの期間（当該子を養育していない期間を除く。）内に２回の育児休業をしたことがある有期雇用職員等は，次のいずれかに該当する場合を除き再び育児休業をすることができない。

(1)　育児休業申出をした有期雇用職員等について，新たな産前産後休暇期間が始まったことにより育児休業期間が終了した場合であって，当該産前産後休暇期間又は当該産前産後休暇期間中に出産した子に係る育児休業期間が終了するまでに，当該子のすべてが次のいずれかに該当することとなった場合

ア　死亡した場合

イ　養子となったことその他の事情により当該有期雇用職員等と別居することとなった場合

(2)　育児休業申出をした有期雇用職員等について，新たな育児休業期間（以下「新期間」という。）が始まったことにより育児休業期間が終了した場合であって，当該新期間が終了する日までに，当該新期間の育児休業に係る子のすべてが，次のいずれかに該当することとなった場合

ア　死亡した場合

イ　養子となったことその他の事情により当該有期雇用職員等と別居することとなった場合

ウ　民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第２７条第１項第３号の規定による措置が解除されたとき

(3)　育児休業申出をした有期雇用職員等について，第１０条の規定による介護休業期間（以下「介護休業期間」という。）が始まったことにより育児休業期間が終了した場合であって当該介護休業期間が終了する日までに，当該介護休業期間の介護休業に係る対象家族が，死亡又は介護休業の申出をした職員との親族関係が消滅することとなった場合

(4)　（削除）

(5)　育児休業の申出をした有期雇用職員等に係る子の親である配偶者（婚姻の届出をしていないが，事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が死亡したとき

(6)　前号に規定する配偶者が負傷，疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業の申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき

(7)　婚姻の解消その他の事情により第５号に規定する配偶者が育児休業の申出に係る子と同居しないこととなったとき

(8)　当該育児休業にかかる子が負傷，疾病又は身体上若しくは精神上の障害により，２週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき

(9)　当該育児休業にかかる子について，保育所における保育の実施を希望し，申込みを行っているが，当面その実施が行われないとき

3　第１項の規定にかかわらず，国立文化財機構（以下「機構」という。）が労働者代表と協定を締結した場合は，次に掲げる有期雇用職員等を育児休業の対象者から除外することができる。

(1)　申出があった日から起算して１年以内に雇用関係が終了することが明らかな有期雇用職員等

(2)　１週間の所定勤務日数が２日以下の有期雇用職員等

４　次のいずれにも該当する有期雇用職員等は，その養育する１歳から１歳６か月に達するまでの子について，理事長に申し出ることにより育児休業をすることができる。

(1)　当該子について，当該有期雇用職員等又はその配偶者が当該子の１歳到達日において育児休業している場合

(2)　当該子の１歳到達日後の期間について次のいずれかに該当する場合

ア　保育所における保育を希望し申し込みを行っているが，当該子が１歳に達する日後の期間について当面その実施が行われないとき

イ　当該子の養育を行う予定であった配偶者が次のいずれかに該当した場合

①　死亡したとき

②　傷病又は障害により子を養育することが困難となったとき

③　婚姻の解消その他の事情により，配偶者が子と同居しないこととなったとき

④　６週間（多胎妊娠の場合にあっては１４週間）以内に出産する予定であるか又は産後８週間を経過しないとき

５　次のいずれにも該当する有期雇用職員等は，その養育する１歳６か月から２歳に達するまでの子について，理事長に申し出ることにより育児休業をすることができる。

(1)　当該子について，当該有期雇用職員等又はその配偶者が当該子の１歳６か月到達日において育児休業している場合

(2)　当該子の１歳６か月到達日後の期間について次のいずれかに該当する場合

ア　保育所における保育を希望し申し込みを行っているが，当該子が１歳６か月に達する日後の期間について当面その実施が行われないとき

イ　当該子の養育を行う予定であった配偶者が次のいずれかに該当した場合

①　死亡したとき

②　傷病又は障害により子を養育することが困難となったとき

③　婚姻の解消その他の事情により，配偶者が子と同居しないこととなったとき

④　６週間（多胎妊娠の場合にあっては１４週間）以内に出産する予定であるか又は産後８週間を経過しないとき

６　前項の申し出を行う場合には，第４条第１項（３）中「１歳６か月」とあるのは，「２歳」と読み替えるものとする。

７　配偶者が有期雇用職員等と同じ日から，又は有期雇用職員等より先に育児休業をしている場合，有期雇用職員等は，当該子が１歳２か月に達するまでの間で，出生日以後の産前・産後休暇期間と育児休業期間との合計が１年を限度として，育児休業をすることができる。

（育児休業の申出）

第５条　育児休業を希望する有期雇用職員等は，当該育児休業にかかる子が満１歳に達する日までの範囲内において，育児休業をする予定の連続する期間の初日（以下「育児休業開始予定日」という。）及び末日（以下「育児休業終了予定日」という。）とする日を明らかにして，申し出るものとする。この場合において，第４条第２項第１号から第３号までに規定する特別の事情がある場合を除き，前条第

４項の規定による育児休業の申出にあっては，当該申出にかかる子の満１歳に達する日の翌日（当該申出をする有期雇用職員の配偶者が，同日において，当該申出にかかる子を養育するための育児休業をしている場合には，当該育児休業にかかる育児休業終了予定日の翌日以前の日）を，前条第５項の規定による育児休業の申出にあっては，当該申出にかかる子の満１歳６月に達する日の翌日（当該申出をする有期雇用職員の配偶者が，同日において，当該申出にかかる子を養育するための育児休業をしている場合には，当該育児休業にかかる育児休業終了予定日の翌日以前の日）を，それぞれ育児休業開始予定日としなければならない。

２　育児休業の申出は，原則として，育児休業開始予定日の１月前までに，育児休業申出書（別紙様式１－１）を提出するものとする。

３　育児休業の申出においてその事由を確認する必要がある場合は，育児休業の申出をした有期雇用職員等（以下「育児休業申出者」という。）に対し，証明書類の提出を求めることがある。

４　育児休業申出者は，当該申出をした後に申出にかかる子が出生した場合には，その旨を遅滞なく報告しなければならない。

５　第１項の申出があった場合は，当該育児休業申出者に対し，育児休業の取扱いについて通知するものとする。

（育児休業計画による再度の育児休業）

第６条　（削除）

（申出の撤回等）

第７条　育児休業申出者は，育児休業開始予定日の前日までは当該申出を撤回することができる。

２　前項の規定により育児休業を撤回した有期雇用職員等は，当該育児休業申出に係る子については，次の各号の一の特別の事情がある場合を除き，育児休業申出をすることが出来ない。

(1)　育児休業申出に係る子の親である配偶者の死亡

(2)　配偶者が負傷，疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業申出にかかる子を養育することが困難な状態になったこと。

(3)　婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業申出にかかる子と同居しないこととなったこと。

(4)　当該育児休業にかかる子が負傷，疾病又は身体上若しくは精神上の障害により，２週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になった場合

(5)　当該育児休業にかかる子について，保育所における保育の実施を希望し，申込みを行っているが，当面その実施が行われない場合

３　第１項の育児休業申出の撤回は，育児休業撤回等届（別紙様式２）により行うものとする。

（育児休業期間の変更等）

第８条　育児休業申出者が，原則として育児休業開始予定日の前日までに次の各号の一の事由が生じた場合には，申し出により，当該申出に係る育児休業開始予定日を，１回に限り変更することができる。

(1)　出産予定日前に子が出生したこと。

(2)　育児休業申出にかかる子の親である配偶者の死亡

(3)　配偶者が負傷又は疾病により育児休業申出にかかる子を養育することが困難になったこと。

(4)　配偶者が育児休業申出にかかる子と同居しなくなったこと。

(5)　当該育児休業にかかる子が負傷，疾病又は身体上若しくは精神上の障害により，２週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になった場合

(6)　当該育児休業にかかる子について，保育所における保育の実施を希望し，申込みを行っているが，当面その実施が行われない場合

２　育児休業申出者が，育児休業終了予定日の原則として１月前までに申し出た場合は，当該申出に係る育児休業終了予定日を，１回に限り変更することができる。ただし，前項第２号から第６号に掲げる事由があると認めた場合には，複数回にわたり育児休業終了予定日を変更することができる。

３　育児休業期間の変更は，育児休業期間変更申出書（別紙様式１－２）により行うものとする。また変更の申出において，その事由を確認する必要がある場合は，育児休業期間変更の申出をした職員に対し，証明書類の提出を求めることがある。

（育児休業の終了）

第９条　育児休業終了予定日（前条により変更された場合は，変更後の育児休業終了予定日）とされる日の前日までに，次の各号の一の事情が生じた場合は，当該事情が生じた日（第６号に掲げる事情が生じた場合にあっては，その前日）に育児休業は終了する。

(1)　育児休業にかかる子が死亡した場合

(2)　育児休業にかかる子が育児休業申出者の子でなくなった場合

(3)　育児休業にかかる子が育児休業申出者と同居しなくなった場合

(4)　民法第８１７条の２第１項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第２７条第１項第３号の規定による措置が解除された場合

(5)　育児休業申出者が，負傷，疾病又は身体上若しくは精神上の障害により，当該育児休業申出にかかる子を養育することができない状態になった場合

(6)　育児休業終了予定日とされる日までに，育児休業申出をした職員について，産前産後休暇期間，第９条の２第１項に規定する出生時育児休業期間，第１０条第１項に規定する介護休業期間又は新たな育児休業期間が始まった場合

(7)　第４条第３項第１号から第２号に該当することとなった場合

２　育児休業をしている有期雇用職員等は，前項各号に掲げる事情が生じた場合には，出生時育児休業撤回等届（別紙様式２）により遅滞なく，申し出なければならない。

（出生時育児休業の対象者）

第９条の２　有期雇用職員等は，その養育する子について，次の各号のいずれにも該当する者は，出生時育児休業（育児休業のうち，この条から第９条の６までに定めるところにより，子の出生の日から起算して８週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して８週間を経過する日の翌日までとし，出産予定日後に当該子が

出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して８週間を経過する日の翌日までとする。次項第１号において同じ。）の期間内にする休業をいう。以下同じ。）をすることができる。

(1)　出生時育児休業にかかる子と同居し，養育する者

(2)　出生時育児休業終了後，引き続き勤務する意思のある者

(3)　出生時育児休業にかかる子の出生の日（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては，当該出産予定日）から起算して８週間を経過する日の翌日から６月を経過する日までに，契約期間（契約更新される場合には，更新後の契約期間）が満了することが明らかでない者

２　前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する有期雇用職員等は，出生時育児休業をすることができない。

(1)　当該子の出生の日から起算して８週間を経過する日の翌日までの期間（当該子を養育していない期間を除く。）内に２回の出生時育児休業をした者

(2)　第４条第３項第１号及び第２号の範囲内であって出生時育児休業の対象者から除外するとされた者

（出生時育児休業の申出）

第９条の３　出生時育児休業を希望する有期雇用職員等は，出生時育児休業をすることとする一の期間について，その初日（以下「出生時育児休業開始予定日」という。）及び末日（以下「出生時育児休業終了予定日」という。）を明らかにして，申し出るものとする。

２　前項の申出は，原則として，出生時育児休業開始予定日の２週間前までに，出生時育児休業申出書（別紙様式１－１）を提出するものとする。

３　出生時育児休業の申出においてその事由を確認する必要があるときは，出生時育児休業の申出をした有期雇用職員（以下「出生時育児休業申出者」という。）に対し，証明書類の提出を求めることがある。

４　前条第１項第３号及び第２項の規定は，締結している契約の期間の末日を，出生時育児休業終了予定日（次条第２項の規定により変更された場合にあっては，その変更後の育児休業終了予定日とされた日）とする出生時育児休業をしている者が当該契約の更新に伴い，当該更新後の契約の期間の初日を出生時育児休業開始予定日とする出生時育児休業申出をする場合には，これを適用しない。

５　出生時育児休業申出者は，当該申出をした後に申出にかかる子が出生した場合には，その旨を遅滞なく報告しなければならない。

６　第１項の申出があった場合は，当該出生時育児休業申出者に対し，出生時育児休業の取扱いについて通知するものとする。

（出生時育児休業申出の撤回等）

第９条の４　出生時育児休業申出者は，出生時育児休業開始予定日（第９条の５第１項の規定により出生時育児休業開始予定日を変更された場合にあっては，その変更後の出生時育児休業開始予定日とされた日。）の前日までは当該申出を撤回することができる。

２　前項の規定により出生時育児休業の申出を撤回した有期雇用職員等は，第９条の２第２項の適用については，当該申出にかかる出生時育児休業をしたものとみなす。

３　第１項の出生時育児休業の撤回は，出生時育児休業撤回届（別紙様式２）により行うものとする。

（出生時育児休業期間の変更等）

第９条の５　出生時育児休業申出者が，原則として出生時育児休業開始予定日の前日までに次の各号の一の事由が生じた場合には，申し出により，当該申出に係る出生時育児休業開始予定日を，１回に限り変更することができる。

(1)　出産予定日前に子が出生したこと。

(2)　出生時育児休業申出にかかる子の親である配偶者の死亡

(3)　配偶者が負傷又は疾病により出生時育児休業申出にかかる子を養育することが困難になったこと。

(4)　配偶者が出生時育児休業申出にかかる子と同居しなくなったこと。

(5)　当該出生時育児休業にかかる子が負傷，疾病又は身体上若しくは精神上の障害により，２週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になった場合

(6)　当該出生時育児休業にかかる子について，保育所における保育の実施を希望し，申込みを行っているが，当面その実施が行われない場合

２　出生時育児休業申出者が，出生時育児休業終了予定日の原則として２週間までに申し出た場合は，当該申出に係る出生時育児休業終了予定日を，１回に限り変更することができる。

３　出生時育児休業期間の変更は，出生時育児休業期間変更申出書（別紙様式１－２）により行うものとする。また変更の申出において，その事由を確認する必要がある場合は，出生時育児休業期間変更の申出をした有期雇用職員に対し，証明書類の提出を求めることがある。

（出生時育児休業の終了）

第９条の６　出生時育児休業終了予定日（前条により変更された場合は，変更後の出生時育児休業終了予定日）とされる日の前日までに，次の各号の一の事情が生じた場合は，当該事情が生じた日（第６号に掲げる事情が生じた場合にあっては，その前日）に出生時育児休業は終了する。

(1)　出生時育児休業にかかる子が死亡した場合

(2)　出生時育児休業にかかる子が出生時育児休業申出者の子でなくなった場合

(3)　出生時育児休業にかかる子が出生時育児休業申出者と同居しなくなった場合

(4)　民法第８１７条の２第１項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第２７条第１項第３号の規定による措置が解除された場合

(5)　出生時育児休業申出者が，負傷，疾病又は身体上若しくは精神上の障害により，当該出生時育児休業申出にかかる子が出生の日から起算して８週間を経過する日の翌日までの間，当該子を養育することができない状態になった場合

(6)　出生時育児休業終了予定日とされる日までに，出生時育児休業申出をした有期雇用職員について，産前産後休暇期間，第１０条第１項に規定する介護休業期間又は新たな育児休業期間が始まった場合

(7)　第９条の２第２項第２号に該当することとなった場合

２　出生時育児休業をしている職員は，前項各号に掲げる事情が生じた場合には，出生時育児休業撤回等届（別紙様式２）により遅滞なく，申し出なければならない。

第３章　介護休業

（介護休業の対象者等）

第１０条　負傷，疾病又は身体上若しくは精神上の障害により，２週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態（以下「要介護状態」という。）にある家族を介護する有期雇用職員等は，第１１条に規定する介護休業開始予定日から起算して９３日を経過する日から６月を経過する日までの間に，契約期間（契約更新される場合には，更新後の契約期間）が満了することが明らかでない者に限り，当該家族を介護するためにする休業（以下「介護休業」という。）をすることができる。

２　前項に定める家族とは，次の各号に掲げる者（第５号及び第６号に掲げる者にあっては，有期雇用職員等と同居しているものとする。以下「対象家族」という。）とする。

(1)　配偶者

(2)　父母

(3)　子（有期雇用職員等と法律上の親子関係にある子をいい，養子を含む。介護に関する制度について以下同じ。）

(4)　配偶者の父母

(5)　祖父母，孫及び兄弟姉妹

(6)　父母の配偶者，配偶者の父母の配偶者，子の配偶者，配偶者の子

(7)　前各号以外の家族で機構が認めた者

３　第１項の規定にかかわらず，介護休業をしたことがある有期雇用職員等は当該介護休業を開始した日に介護していた要介護者については，次のいずれかに該当する場合，再度申出をすることができない。

(1)　当該要介護者について３回の介護休業をした場合

(2)　当該要介護者について介護休業をした日数が９３日に達している場合

４　次のいずれかに該当する有期雇用職員等について，介護休業をすることができない旨の労使協定を締結した場合は，その者は，第１項の規定にかかわらず介護休業をすることができない。

(1)　申出があった日から起算して９３日以内に雇用関係が終了することが明らかな者

(2)　１週間の所定勤務日数が２日以下の者

（介護休業の申出）

第１１条　介護休業を希望する有期雇用職員等は，対象家族が要介護状態にあることを明らかにし，かつ，一の継続する要介護状態につき９３日の範囲内で，介護休業を必要とする予定の連続する期間の初日（以下「介護休業開始予定日」という。）及び末日（以下「介護休業終了予定日」という。）とする日を明らかにして，申し出るものとする。

２　介護休業の申出は，原則として，介護休業開始予定日の２週間前までに，介護休業申出書（別紙様

式３－１）を提出することにより行うものとする。

３　介護休業の申出において，その事由を確認する必要がある場合は，介護休業の申出をした有期雇用職員等（以下「介護休業申出者」という。）に対し，証明書類の提出を求めることがある。

４　第１項の申出があった場合は，当該介護休業申出者に対し，介護休業の取扱いについて通知するものとする。

（申出の撤回等）

第１２条　介護休業申出者は，介護休業開始予定日の前日までは当該申出を撤回することができる。

２　介護休業申出がされた後，介護休業開始予定日とされた日の前日までに当該有期雇用職員等に次に掲げる事由が生じた場合は，当該介護休業申出は，されなかったものとみなす。この場合において，有期雇用職員等は，理事長に当該事由が生じた旨を遅滞なく届出なければならない。

(1)　介護休業にかかる対象家族が死亡した場合

(2)　介護休業にかかる対象家族が介護休業申出者の対象家族でなくなった場合

(3)　介護休業申出者が，負傷，疾病又は身体上若しくは精神上の障害により，対象家族を介護することができない状態になった場合

３　介護休業の申出を撤回した有期雇用職員等が，撤回した介護休業にかかる対象家族について再び介護休業を申し出た場合は，その対象家族について介護休業をすることができる。

４　第１項の介護休業申出の撤回は，介護休業撤回等届（別紙様式４）により行うものとする。

（介護休業期間の変更）

第１３条　介護休業申出者が，介護休業開始予定日の原則として１週間前までに申し出た場合は，１回に限り当該申出に係る介護休業開始予定日を変更することができる。

２　介護休業申出者が，介護休業終了予定日の原則として２週間前までに申し出た場合は，当該申出に係る介護休業終了予定日を１回に限り変更することができる。ただし，機構が特別な事情があると認めた場合には，複数回にわたり介護休業終了予定日を変更することができる。

３　介護休業期間の変更は，介護休業期間変更申出書（別紙様式３－２）により行うものとする。また変更の申出において，その事由を確認する必要がある場合は，介護休業期間変更の申出をした有期雇用職員等に対し，証明書類の提出を求めることがある。

（介護休業の終了）

第１４条　介護休業終了予定日（前条の規程により変更された場合は変更後の介護休業終了予定日）とされる日の前日までに次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合は，当該事情が生じた日（第４号に掲げる事情が生じた場合にあっては，その前日）に介護休業は終了するものとする。

(1)　介護休業にかかる対象家族が死亡した場合

(2)　介護休業にかかる対象家族が介護休業申出者の対象家族でなくなった場合

(3)　介護休業申出者が，負傷，疾病又は身体上若しくは精神上の障害により，対象家族を介護することができない状態になった場合

(4)　介護休業終了予定日とされた日までに，産前産後の休暇期間，育児休業期間又は新たな介護休業期間が始まった場合

(5)　対象家族の要介護状態が解消した場合

(6)　第１０条第４項に該当することとなった場合

２　介護休業をしている有期雇用職員等は，前項各号に掲げる事情が生じた場合には，介護休業撤回等届（別紙様式４）により遅滞なく，申し出なければならない。

（介護休業の特例）

第１５条　介護休業の対象者のうち，特に必要がある場合は，１日又は１時間を単位とする短期介護休業を取得することができる。

２　　前項の短期介護休業の申出については，第１０条（第１１条第２項を除く。）から第１４条の規定を準用する。この場合において，「介護休業」とあるのは「短期介護休業」と読み替えて適用する。

３　短期介護休業申出者は，介護のため勤務しない日（以下「介護日」という。）を当該介護日の１週間前までに届け出るものとする。ただし，最初の介護日は短期介護休業開始予定日と同一とする。

第４章　時間外労働の制限

（育児・介護のための時間外労働の制限）

第１６条　小学校第３学年を修了する年の３月末までの子を養育する有期雇用職員等が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する有期雇用職員等が当該家族を介護するために請求した場合には，事業の正常な運営に支障がある場合を除き，１月については２４時間，１年について１５０時間を超えて時間外労働をさせることはない。ただし，次に該当する有期雇用職員等は，時間外労働の制限をすることができない。

(1)　１週間の所定勤務時間が２日以下の者

２　前項が適用される有期雇用職員等の範囲及びその他の事項については，育児・介護休業法第１７条各項または第１８条各項を準用する。

３　第１項の請求は，時間外労働制限申出書（別紙様式７）により行うものとする。

４　第１項の請求において，その事由を確認する必要がある場合には，当該請求を行った有期雇用職員等に対し，証明書類の提出を求めることがある。

（育児・介護のための所定外勤務の制限）

第１６条の２　小学校第３学年を修了する年の３月末までの子のある有期雇用職員等が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために所定外勤務の制限の請求を行った場合には，事業の正常な運営に支障がある場合を除き，所定勤務時間を超えて勤務させてはならない。ただし，労働者代表と協定により所定外勤務の制限の対象から除外することとした，次に掲げる有期雇用職員等からの請求があった場合を除く。

(1)　１週間の所定勤務時間が２日以下の者

２　前項が適用される有期雇用職員等の範囲及びその他の事項については，育児・介護休業法第１６条の８及び９各項を準用する。

３　理事長は，請求に係るかかる事由について確認する必要があると認められるときは，当該請求を行

った有期雇用職員等に証明書類の提出を求めることができる。

４　第１項の請求は，所定外勤務制限申込書（別紙様式８）により行うものとする。

第５章　深夜業の制限

（育児・介護のための深夜業の制限）

第１７条　小学校第３学年を修了する年の３月末までの子を養育する有期雇用職員等が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する有期雇用職員等が当該家族を介護するために請求した場合には，事業の正常な運営に支障がある場合を除き，午後１０時から午前５時までの間に労働させることはない。

２　前項が適用される有期雇用職員等の範囲及びその他の事項については，育児・介護休業法第１９条各項または第２０条各項を準用する。

３　第１項の請求は，深夜業制限申出書（別紙様式７）により行うものとする。

第６章　育児・介護のための勤務時間の短縮等

（勤務時間の短縮）

第１８条　有期雇用職員等は，育児又は介護を必要とする場合には，次の各号の一の勤務時間の短縮等の措置を取ることができる。ただし，１日の所定の勤務時間が６時間以内である勤務日を除く。

⑴　次に掲げるところにより，１日の所定の勤務時間を短縮する措置

イ　小学校第３学年を修了する年の３月末までの子を養育する期間について　１日につき１時間又は２時間（短縮後の１日の勤務時間が６時間未満となる場合を除く。）

ロ　要介護状態にある対象家族を有期雇用職員等が介護をするために要する期間　１日につき１時間又は２時間（短縮後の１日の勤務時間が６時間未満となる場合を除く。）

⑵　前号に掲げる期間について，１日の所定の勤務時間を変更することなく始業及び終業の時刻を３０分繰り上げ又は繰り下げる措置（ただし，独立行政法人国立文化財機構職員勤務時間・休暇等規程第４条及び各施設の勤務時間・休暇等に関する細則に規定する職員の通常の始業・終業時間の範囲内で行うものとする。）

２　前項に掲げる介護を要する期間は，連続する３年の範囲とする。

３　第１項各号の時間は，1 時間単位で申出るものとし，始業時及び終業時に３０分単位で分割することができるものとする。

４　第１項第１号の申出，変更及び撤回は，育児による勤務時間の短縮申出書・変更届（別紙様式５），同申出の撤回等は育児短時間勤務等撤回等届（別紙様式２）により，第１項第２号の申出及び変更は，介護による勤務時間の短縮申出書・変更届（別紙様式６），同申出の撤回等は介護短時間勤務等撤回等届（別紙様式４）により行うものとする。

（始業及び終業の時刻の変更）

第１８条の２　有期雇用職員等は，育児又は介護を必要とする場合には，１日の所定の勤務時間を短縮することなく各施設で定める時刻により，勤務に就くことができる。

２　前項の勤務に就くことができる期間及び申出，変更及び撤回等の方法は，第１８条の規定を準用する。

（柔軟な働き方を実現するための措置）

第１８条の３　３歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する有期雇用職員等は，柔軟な働き方を実現するために，次の措置を利用することができる。なお，申出等については，各措置の該当する規定等に基づき行う。

(1)　勤務時間の短縮（第１８条）（ただし，短縮後の１日の勤務時間が６時間未満となる場合を除く。）

(2)　始業及び終業の時刻の変更（第１８条の２）

(3)　１月につき１０日以上（ただし１月の所定の勤務日数が１０日を下回る者は，その月の所定の勤務日数まで）の在宅勤務（有期雇用職員就業規則第９条の２等）

第７章　その他の事項

（育児・介護休業期間中の身分）

第１９条　育児・介護休業をしている有期雇用職員等は，有期雇用職員等としての身分を保有するが，職務に従事しない。

（職務復帰）

第２０条　育児・介護休業の期間が満了したとき，第９条および第１４条の規定による育児・介護休業の期間が終了したときは，当該育児・介護休業に係る有期雇用職員等は，職務に復帰するものとする。

（通知書の交付）

第２１条　理事長は，次に掲げる場合に，有期雇用職員等に対して通知書を交付する。

(1)　有期雇用職員等が育児・介護休業をする場合

(2)　有期雇用職員等が育児・介護休業期間を延長する場合

(3)　育児・介護休業をした有期雇用職員等が職務に復帰した場合

(4)　育児・介護休業を取り消す場合

（給与の取り扱い）

第２２条　育児・介護休業及び勤務時間の短縮に係る給与は無給とする。

２　前項に関し，必要な事項は有期雇用職員就業規則等に定める。

（社会保険料）

第２３条　育児休業中の国家公務員共済組合法による短期給付及び厚生年金保険の保険料については，次の各号に掲げる場合の区分に応じ，当該各号に定める期間（その育児休業の期間が一月以下である者については，標準報酬の月額に係る保険料に限る），法の規定により免除される。

(1)　育児休業を開始した日の属する月と育児休業が終了する日の翌日が属する月とが異なる場合

その育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの月

(2)　育児休業を開始した日の属する月と育児休業が終了する日の翌日が属する月とが同一であり，かつ，当該月における育児休業の日数が１４日以上である場合　当該月

２　有期雇用職員等が連続する二以上の育児休業をしている場合における前項の規定の適用については，その全部を一の育児休業とみなす。

３　育児休業を開始した有期雇用職員等は，速やかに育児休業期間保険料免除申出書（所定様式）を提出するものとする。

４　介護休業期間における国家公務員共済組合法による短期給付及び厚生年金保険の被保険者負担分は，機構が徴収するものとする。

（不利益取扱いの禁止）

第２４条　有期雇用職員等は，この規程による育児・介護休業を取得したこと，及びこれに準ずる制度を利用したことを理由として，不利益な取扱いを受けない。

附　則

この規程は，平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成２０年７月１１日に改正し，同日から施行する。

附　則

この規程は，平成２２年６月１１日に改正し，平成２２年６月３０日から施行する。

附　則

この規程は，平成２８年１２月２日に改正し，平成２９年１月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成２９年９月８日に改正し，平成２９年１０月１日から施行する。

附　則

この規程は，令和元年５月１日に改正し，同日から施行する。

附　則

この規程は，令和４年３月２２日に改正し，令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，令和４年３月２２日に改正し，令和４年１０月１日から施行する。

附　則

この規程は，令和４年９月３０日に改正し，令和４年１０月１日から施行する。

附　則

この規程は，令和６年１２月１３日に改正し，同日から施行する。

附　則

この規程は，令和７年３月２４日に改正し，令和７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，令和７年９月３０日に改正し，令和７年１０月１日から施行する。

規程第２４号

別紙様式１－１

育児休業申出書
出生時育児休業申請書

独立行政法人国立文化財機構理事長　殿

［申出日］　　年　　月　　日

［申出者］所属

役職

氏名

下記のとおり □育児休業　□出生時育児休業　の申出をします。（該当に☒してください。）

記

<table>
<tr><td rowspan="6">1　休業に係る子の状況</td><td colspan="2">(1) 氏名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">(2) 生年月日</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">(3) 申出者本人との続柄</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">(4) 申出者本人との同居の別</td><td>□同居　□別居</td></tr>
<tr><td colspan="2">(5) 養子の場合,縁組成立の年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">(6) (1)の子が,特別養子縁組の監護期間中の子・養子縁組里親に委託されている子・養育里親として委託された子の場合,その手続きが完了した年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>2　１の子が生まれていない場合の出産予定者の状況</td><td colspan="3">(1) 氏名
(2) 出産予定日
(3) 本人との続柄</td></tr>
<tr><td colspan="4">3　出生時育児休業 ※配偶者が出産し，子の出生日以降,８週間を経過する日の翌日まで</td></tr>
<tr><td></td><td>3-1　休業の期間</td><td colspan="2">年　月　日から　年　月　日まで
(職場復帰予定日　年　月　日)
※出生時育児休業を２回に分割取得する場合は，１回目と２回目を一括で申し出ること
年　月　日から　年　月　日まで
(職場復帰予定日　年　月　日)</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">3-2　申出に係る状況</td><td>(1) 休業開始予定日の２週間前に申し出て</td><td>□いる・□いない→申出が遅れた理由
〔　　〕</td></tr>
<tr><td>(2) １の子について出生時育児休業をしたことが（休業予定含む）</td><td>□ない・□ある（　回）</td></tr>
<tr><td>(3) １の子について出生時育児休業の申出を撤回したことが</td><td>□ない・□ある（　回）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="4">4　１歳までの育児休業（規程第 24 号第 4 条第 7 項の場合は 1 歳 2 か月まで）</td></tr>
<tr><td rowspan="5"></td><td>4-1　休業の期間</td><td colspan="2">年　月　日から　年　月　日まで
（職場復帰予定日　年　月　日）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">4-2　申出に係る状況</td><td colspan="2">※1回目と2回目を一括で申し出る場合に記載（2回目を後日申し出ることも可能）

年　月　日から　年　月　日まで
（職場復帰予定日　年　月　日）</td></tr>
<tr><td>(1) 休業開始予定日の 1 か月前に申し出て</td><td>□いる・いない→申出が遅れた理由
〔　〕</td></tr>
<tr><td>(2) 1 の子について育児休業をしたことが（休業予定含む）</td><td>□ない・□ある（　回）
→ある場合
休業期間：　年　月　日から
年　月　日まで
→2 回ある場合，再度休業の理由
〔　〕</td></tr>
<tr><td>(3) 1 の子について育児休業の申出を撤回したことが</td><td>□ない・□ある（　回）
→2 回ある場合又は 1 回あるかつ上記（2）がある場合，再度申出の理由
〔　〕</td></tr>
<tr><td colspan="4">5　1 歳を超える育児休業（規程第 24 号第 4 条第 4 項の場合は 1 歳 6 か月，同条第 5 項の場合は 2 歳まで）</td></tr>
<tr><td rowspan="6"></td><td>5-1　休業の期間</td><td colspan="2">年　月　日から　年　月　日まで
（職場復帰予定日　年　月　日）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">5-2　申出に係る状況</td><td>(1) 休業開始予定日の 2 週間前に申し出て</td><td>□いる・□いない→申出が遅れた理由
〔　〕</td></tr>
<tr><td>(2) 1 の子について 1 歳を超える育児休業をしたことが（休業予定含む）</td><td>□ない・□ある→再度休業の理由
〔　〕
休業期間：　年　月　日から
年　月　日まで</td></tr>
<tr><td>(3) 1 の子について 1 歳を超える育児休業の申出を撤回したことが</td><td>□ない・□ある→再度申出の理由
〔　〕</td></tr>
<tr><td>(4) 休業が必要な理由</td><td></td></tr>
<tr><td>(5) 1 歳を超えての育児休業の申出の場合で申出者が育児休業中でない場合</td><td>配偶者が休業　□している・□していない

配偶者の休業（予定）日
（年　月　日から
年　月　日まで）</td></tr>
</table>

（注）・この申出書には，申出に係る子の氏名，申出者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師または助産師が発行する出生(産)証明書，母子健康手帳の出生届済証明書，官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれかの写しでも可)を添付し，提出してください。
・子の出生前に申出をする場合は，「3-1 休業の期間，4-1　休業の期間」欄は出産予定日以降の期間とし，「1　休業に係る子の状況」欄の記入及び証明書類は出生後速やかに提出してください。
・規程第 24 号第 4 条第 4 項第 2 号及び同第 5 条第 1 項第 2 号の場合は，その事由が分かる証明書類を提出してください。（保育所入所不承諾通知書の写等）

別紙様式１－２

育児休業期間変更申出書
出生時育児休業期間変更申出書

独立行政法人国立文化財機構理事長　殿

［申出日］　　年　　月　　日
［申出者］所属
役職
氏名

年　　月　　日付　□育児休業　□出生時育児休業　の申出における休業期間を下記のとおり変更します。（該当に☒してください。）

記

1　当初の申出または承認された休業期間	□育児休業 年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
	□出生時育児休業 1回目　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで 2回目　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
2　変更を希望する期間	□育児休業 年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
	□出生時育児休業 1回目　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで 2回目　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
3　変更の理由	□①出産予定日前に子が出生したこと。 □②育児休業申出にかかる子の親である配偶者の死亡 □③配偶者が負傷又は疾病により育児休業申出にかかる子を養育することが困難になったこと。 □④配偶者が育児休業申出にかかる子と同居しなくなったこと。 □⑤当該育児休業にかかる子が負傷，疾病又は身体上若しくは精神上の障害により，2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になった場合 □⑥当該育児休業にかかる子について，保育所における保育の実施を希望し，申込みを行っているが，当面その実施が行われない場合 □⑦その他（　　）

(注)・育児休業開始予定日の前日までに上記の事由が生じた場合には，当該申出に係る育児休業開始予定日を1回に限り変更することが可能です。
・育児休業終了予定日は1回に限り変更することが可能です。ただし，上記の②から⑥に掲げる事由がある場合には，複数回にわたり育児休業終了予定日を変更することが可能です。

別紙様式２

育児休業撤回等届
出生時育児休業撤回等届
育児短時間勤務等撤回等届

独立行政法人国立文化財機構理事長　殿

［申出日］　　年　　月　　日
［申出者］所属
役職
氏名

　　年　　月　　日付　☐育児休業　☐出生時育児休業　☐育児による勤務時間の短縮・始業終業時刻変更　の　☐撤回　☐終了　の申出をします。（該当に☒してください。）

記

1　当初の申出または承認された休業等期間	☐育児休業 年　月　日から　年　月　日まで
	☐出生時育児休業 1回目　年　月　日から　年　月　日まで 2回目　年　月　日から　年　月　日まで
	☐育児による勤務時間の短縮・始業終業時刻変更 年　月　日から　年　月　日まで
2　撤回等の理由	☐①休業等にかかる子を養育しなくなった。 ☐同居しなくなった等のため ☐自身の負傷・疾病等のため ☐その他（　　） ☐②以下のいずれかを新たに取得することとなった。 ☐産前産後休暇 ☐育児休業・出生時育児休業 ☐介護休業 ☐③休業等にかかる子を保育所等に入所させることとなった。 ☐④休業等にかかる子が死亡した。 ☐⑤休業等にかかる子と離縁した（養子縁組の取り消しを含む。） ☐⑥休業等にかかる子との親族関係が特別養子縁組により終了した。 ☐⑦その他（　　）
3 上記事由が発生した日	年　月　日

（注）・撤回の申出は，休業等開始予定日の前日までに行ってください。
　　・終了の申出は，遅滞なく行ってください。

別紙様式３－１

介護休業申出書

独立行政法人国立文化財機構理事長　殿

［申出日］　　年　　月　　日
［申出者］所属
役職
氏名

下記のとおり □介護休業　□短期介護休業　の申出をします。（該当に☒してください。）

記

<table>
<tr><td rowspan="3">1　休業に係る家族の状況</td><td>(1) 氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(2) 本人との続柄</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(3) 介護を必要とする理由</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">2　休業の期間</td><td colspan="3">□介護休業
年　月　日から　年　月　日まで
（職場復帰予定日　　年　月　日）</td></tr>
<tr><td colspan="3">□短期介護休業の場合
年　月　日から　年　月　日まで
休業の形式（1日○時間，週○日，月○日程度等）
〔　　〕</td></tr>
<tr><td rowspan="4">3　申出に係る状況</td><td>(1) 休業開始予定日の2週間前に申し出て</td><td colspan="2">□いる・□いない
→申出が遅れた理由
〔　　〕</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(2) 1の家族について，これまでの介護休業をした回数及び日数及び時間</td><td colspan="2">□介護休業
申請回数（　　）回
休業期間
年　月　日から
年　月　日まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">□短期介護休業の場合
年　月　日から　年　月　日まで
休業の形式（1日○時間，週○日，月○日程度等
〔　　〕</td></tr>
<tr><td>(3) 1の家族について介護休業の申出を撤回したことが</td><td colspan="2">□ない・□ある（　回）
→既に2回連続して撤回した場合，
再度申出の理由
〔　　〕</td></tr>
</table>

（注）・この申出書には，申出に係る家族の要介護状態を証明できる書類（介護保険被保険者証の写，医師の診断書，その他）等を添付し，提出してください。
・短期介護休業の詳細の申出は，勤怠管理システムの介護休業（短期介護休業）により登録してください。

別紙様式３－２

介護休業期間変更申出書

独立行政法人国立文化財機構理事長　殿

［申出日］　　年　　月　　日
［申出者］所属
役職
氏名

年　　月　　日付　介護休業　の申出における休業期間を下記のとおり変更します。

記

1　当初の申出または承認された休業期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
2　変更を希望する期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
3　変更の理由	□①介護休業にかかる対象家族が介護休業申出者の対象家族でなくなったため □②介護休業申出者が，負傷，疾病又は身体上若しくは精神上の障害により，対象家族を介護することができない状態になったため □③その他（　　）

(注)・介護休業には短期介護休業も含みます。
・介護休業開始予定日の１週間前までに申出をした場合は，１回に限り当該申出に係る介護休業開始予定日を変更することが可能です。
・介護休業終了予定日の２週間前までに申出をした場合は，介護休業終了予定日を１回に限り変更することができます。ただし，機構が特別な事情があると認めた場合には，複数回にわたり介護休業終了予定日を変更することが可能です。
・短期介護休業の期間ではなく，形式等の変更の申出は，勤怠管理システムの介護休業（短期介護休業）により登録してください。

別紙様式４

介護休業撤回等届
介護短時間勤務等撤回等届

独立行政法人国立文化財機構理事長　殿

［申出日］　　年　　月　　日
［申出者］所属
役職
氏名

　　年　　月　　日付　□　介護休業　□　介護による勤務時間の短縮・始業終業時刻変更　の□撤回　□終了　の申出をします。（該当に☒してください。）

記

1　当初の申出または承認された休業等期間	□介護休業 年　月　日から　年　月　日まで
	□介護による勤務時間の短縮・始業終業時刻変更 年　月　日から　年　月　日まで
2　撤回等の理由	□①介護休業申出に係る要介護者が死亡したため □②介護休業にかかる対象家族が介護休業申出者の対象家族でなくなったため □③介護休業申出をした職員が，負傷，疾病又は身体上若しくは精神上の障害により，要介護者を介護できない状態になったため □④その他（　　）
3 上記事由が発生した日	年　月　日

（注）・介護休業には短期介護休業も含みます。
・撤回の申出は，休業等開始予定日の前日までに行ってください。
・終了の申出は，遅滞なく行ってください。

別紙様式５

育児による勤務時間の短縮申出書・変更届
育児による始業終業時刻変更申出書・変更届

独立行政法人国立文化財機構理事長　殿

［申出日］　　年　　月　　日
［申出者］所属
役職
氏名

下記のとおり □勤務時間短縮　□始業終業時刻変更　の　□申出　□変更の申出 をします。(該当に☒してください。)

記

<table>
<tr><td rowspan="5">1　申出等に係る子の状況</td><td colspan="2">(1) 氏名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">(2) 生年月日（出産予定日を含む）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">(3) 本人との続柄</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">(4) 養子の場合，縁組成立の年月日</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">(5) (1)の子が，特別養子縁組の監護期間中の子・養子縁組里親に委託されている子・養育里親として委託された子の場合，その手続きが完了した年月日</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">2　勤務時間短縮・始業終業時刻変更の期間及び時間</td><td colspan="3">(1) 初回若しくは前回の申出の内容（※申出が初めての場合はこちらのみ記載）
□短時間勤務
期間　　年　月　日から　年　月　日
短縮後の勤務時間　時　分から　時　分まで
その他〔　　〕
□始業終業時刻変更
期間　　年　月　日から　年　月　日
変更後の勤務時間　時　分から　時　分まで
その他〔　　〕</td></tr>
<tr><td colspan="3">(2) 変更の申出時の内容（※変更時は（1）に前回の申出の内容を記載したうえで，変更希望内容を記載）
□短時間勤務
期間　　年　月　日から　年　月　日
短縮後の勤務時間　時　分から　時　分まで
その他〔　　〕
□始業終業時刻変更
期間　　年　月　日から　年　月　日
変更後の勤務時間　時　分から　時　分まで
その他〔　　〕</td></tr>
<tr><td colspan="3">変更の理由〔　　〕</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3　申出に係る状況</td><td colspan="2">1の子について短時間勤務・始業終業時刻変更の申出を撤回したことが</td><td>□ない・□ある
再度申出の理由〔　　〕</td></tr>
</table>

（注）・この申出書には，申出に係る子の氏名，申出者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師または助産師が発行する出生(産)証明書，母子健康手帳の出生届済証明書，官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれかの写しでも可)を添付し，提出してください。
・2(1)，(2)のその他には，曜日の指定等がある場合は記載してください。なお，詳細の申出等は勤怠管理システムにより登録してください。

別紙様式６

介護による勤務時間の短縮申出書・変更届
介護による始業終業時刻変更申出書・変更届

独立行政法人国立文化財機構理事長　殿

［申出日］　　年　　月　　日
［申出者］所属
役職
氏名

下記のとおり □勤務時間短縮　□始業終業時刻変更　の　□申出　□変更の申出 をします。(該当に☒してください。)

記

<table>
<tr><td rowspan="3">1　申出等に係る家族の状況</td><td colspan="2">(1) 氏名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">(2) 本人との続柄</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">(3) 介護を必要とする理由</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">2　勤務時間短縮・始業終業時刻変更の期間及び時間</td><td colspan="3">(1)初回若しくは前回の申出の内容（※申出が初めての場合はこちらのみ記載）
□短時間勤務
期間　　年　月　日から　年　月　日
短縮後の勤務時間　時　分から　時　分まで
その他〔　〕
□始業終業時刻変更
期間　　年　月　日から　年　月　日
変更後の勤務時間　時　分から　時　分まで
その他〔　〕</td></tr>
<tr><td colspan="3">(2)変更の申出時の内容（※変更時は（1）に前回の申出を記載したうえで，変更希望内容を記載）
□短時間勤務
期間　　年　月　日から　年　月　日
短縮後の勤務時間　時　分から　時　分まで
その他〔　〕
□始業終業時刻変更
期間　　年　月　日から　年　月　日
変更後の勤務時間　時　分から　時　分まで
その他〔　〕</td></tr>
<tr><td colspan="3">変更の理由〔　〕</td></tr>
<tr><td rowspan="3">3　申出等に係る状況</td><td>(1) １の家族について最初の介護短時間勤務・始業終業時刻変更を開始した年月日，及びこれまでの利用回数</td><td>〔最初の開始年月日〕
年　月　日
〔回数〕　回</td></tr>
<tr><td>(2) １の家族について介護短時間勤務・始業終業時刻変更の申出を撤回したことが</td><td>□ない・□ある（　回）
→既に２回連続して撤回した場合，再度申出の理由
〔　〕</td></tr>
</table>

（注）・この申出書には，申出に係る家族の要介護状態を証明する書類（介護保険被保険者証の写，医師の診断書，その他）等を添付し，提出してください。
・2(1)，(2)のその他には，曜日の指定等がある場合は記載してください。なお，詳細の申出等は勤怠管理システムにより登録してください。

別紙様式７

時間外労働制限申出書
深夜業制限申出書

独立行政法人国立文化財機構理事長　殿

［申出日］　　年　　月　　日
［申出者］所属
役職
氏名

下記のとおり □時間外労働制限　□深夜業制限　の申出をします。（該当に☒してください。）

記

		〔育児〕	〔介護〕
1　申出に係る家族の状況	(1) 氏名		
	(2) 生年月日（出産予定日を含む）		
	(3) 本人との続柄		
	(4) 養子の場合，縁組成立の年月日		
	(5) (1)の子が，特別養子縁組の監護期間中の子・養子縁組里親に委託されている子・養育里親として委託された子の場合，その手続きが完了した年月日		
	(6) 介護を必要とする理由		
2　制限の期間	年　月　日から　年　月　日まで		
3　申出に係る状況	制限開始予定日の１か月前に申出をして □いる・□いない → 申出が遅れた理由 〔　　〕		

（注）・育児に係る申出の場合には，申出に係る子の氏名，申出者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師または助産師が発行する出生(産)証明書，母子健康手帳の出生届済証明書，官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれかの写しでも可)を添付し，提出してください。
・申出に係る家族の要介護状態を証明できる書類（介護保険被保険者証の写，医師の診断書，その他）等を添付し，提出してください。

別紙様式８

所定外勤務制限申出書

独立行政法人国立文化財機構理事長　殿

［申出日］　　年　　月　　日
［申出者］所属
役職
氏名

下記のとおり所定外勤務制限の申出をします。

記

		〔育児〕	〔介護〕
1　申出に係る家族の状況	(1) 氏名		
	(2) 生年月日（出産予定日を含む）		
	(3) 本人との続柄		
	(4) 養子の場合，縁組成立の年月日		
	(5) (1)の子が，特別養子縁組の監護期間中の子・養子縁組里親に委託されている子・養育里親として委託された子の場合，その手続きが完了した年月日		
	(6) 介護を必要とする理由		
2　制限の期間	年　月　日から　年　月　日まで		
3　申出に係る状況	制限開始予定日の１か月前に申出をして □いる・□いない → 申出が遅れた理由 〔　　〕		

（注）・育児に係る申出の場合には，申出に係る子の氏名，申出者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師または助産師が発行する出生(産)証明書，母子健康手帳の出生届済証明書，官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれかの写しでも可)を添付し，提出してください。
・申出に係る家族の要介護状態を証明できる書類（介護保険被保険者証の写，医師の診断書，その他）等を添付し，提出してください。